

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

琴浦町は、鳥取県中央に位置する日本海に面した人口約1万6千人の町である。町の人口は1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。10年後には約1万3千人に減少し、高齢化率は40%を超えると推計されている。

産業は農林水産業を基幹とし、さらにサービス業、小売業、建設業、飲食業、製造業等と多岐にわたる業種が町の経済・雇用を支えている。特に商工業は、県内町村の中でトップの事業所数、製造品出荷額を誇っている。しかしながら、町内企業の大多数は中小企業者であり、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題が見受けられる。また、経営者の高齢化が進み、今後10年の間に多くの中小企業者が事業継承のタイミングを迎えるようとしているが、町内の中小企業数は減少傾向にあり、後継者不足等の課題に直面している。さらに、各業種で人材確保がますます困難になっており、人手不足が深刻化している。

このような中、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、企業の価値や魅力を高めていくこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者の先端設備等の導入を促進することにより、町の経済が更に活性化していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、3(2)において、認定の対象としない業種・事業に係る設備は除く。

なお、本計画の施行日前にされた中小企業経営強化法第52条第1項の認定の申請に係る処分については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町の産業は、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、琴浦町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様である。したがって本計画においては、全事業を対象とする。ただし、本町における経済及び雇用を支える中小企業等の生産性向上を支援することから、本町の区域内に本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所、その他の当該中小企業者の従業員が日常的に企業活動に従事する建築物（当該中小企業者が当該建築物の全部又は一部を所有し、又は賃貸借するものに限る。）を有しない中小企業者等及び設備と同一の敷地内に常駐する者を要しない事業は、認定の対象としない。

なお、本計画の施行日前にされた中小企業経営強化法第52条第1項の認定の申請に係る処分については、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・生産性向上実現のため、雇用する従業員の理解と協力を得ることも必要不可欠であり、人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。